

プライバシーマーク制度等について

○プライバシーマーク制度

- ・ 日本工業規格「JIS Q 15001:2006 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に基づき、個人情報の適切な保護のための体制を整備している事業者を認定する制度。
- ・ 平成10年4月から運用開始。(財)日本情報処理開発協会(JIPDEC)が実施運用。
- ・ 付与認定は法人単位で行われる。認定された事業者には、プライバシーマークを付与。
- ・ 認定事業者数は7,504社(平成19年5月現在)。
- ・ マーク付与の有効期間は2年間。以降は、2年ごとに更新。

○ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)適合性評価制度

- ・ 日本工業規格「JIS Q 27001:2006」(国際標準規格「ISO/IEC 27001:2005」を国内標準規格化したもの)等に基づき、組織が保護すべき情報資産について、国際的に整合性のとれた情報セキュリティマネジメントシステムが構築されている事業者を認証する制度。
- ・ 平成14年4月から本格運用。(財)日本情報処理開発協会情報マネジメント推進センターが実施運用。
- ・ 認証された事業者には認定マークを付与。認証取得の単位について、プライバシーマークは法人単位での取得が求められるのと異なり、必要に応じて適用範囲を決定することが可能。
- ・ 認定事業者数は2,169社(平成19年5月現在)。
- ・ マーク付与の有効期間は3年。以降は、3年ごとに更新。

○ISO9001

- ・ 製品の品質保証と、顧客満足及び改善を含む組織管理を含む品質マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格。同規格に基づき、審査登録機関が事業者を認定。
- ・ 昭和62年に制定。161ヶ国の約78万の機関が認証を取得(平成17年12月現在)。我が国では(財)日本適合性認定協会(JAB)が主体となって実施運用。
- ・ 1年ごとにマネジメントシステムの有効性確認等のため定期審査が行われ、3年ごとに更新審査が行われる。

(参考)

○日本情報処理開発協会ウェブサイト

- ・ プライバシーマーク制度：http://privacymark.jp/privacy_mark/about/outline_and_purpose.html
- ・ ISMS適合性評価制度：<http://www.isms.jipdec.jp/isms.html>

○ISOウェブサイト <http://www.iso.org/iso/en/iso9000-14000/index.html>